

第 2 1 1 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 4 年 3 月 8 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開会の日時 平成24年 3月 8日 午前10時00分開議
午後 1時46分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（23人）

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 富岡 修 | 副委員長 | 上路 徳昭 |
| 委員 | 横垣 成年 | 委員 | 工藤 孝夫 |
| ” | 佐々木 肇 | ” | 川下 八十美 |
| ” | 日時 睦男 | ” | 村川 壽司 |
| ” | 佐賀 英生 | ” | 東 健而 |
| ” | 菊池 広志 | ” | 斉藤 孝昭 |
| ” | 濱田 栄子 | ” | 浅利 竹二郎 |
| ” | 中村 正志 | ” | 半田 義秋 |
| ” | 大瀧 次男 | ” | 佐々木 隆徳 |
| ” | 富岡 幸夫 | ” | 菊池 光弘 |
| ” | 岡崎 健吾 | ” | 白井 二郎 |
| ” | 山本 留義 | | |

○欠席委員（3人）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 委員 | 石田 勝弘 | 委員 | 村中 徹也 |
| ” | 鎌田 ちよ子 | | |

○説明のため出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 副市長 | 新谷 加水 |
| 公営企業管理者 | 遠藤 雪夫 |
| 総務政策部長 | 伊藤 道郎 |
| 財務部長 | 下山 益雄 |
| 財務部 税務調整監 | 赤田 比等史 |
| 民生部長 | 奥川 清次郎 |
| 保健福祉部長 | 松尾 秀一 |
| 経済部長 | 中嶋 達朗 |
| 建設部長 | 山本 伸一 |

| | |
|----------------|-------|
| 川内庁舎所長 | 布施恒夫 |
| 大畑庁舎所長 | 若松通 |
| 大畑庁舎産業建設課長 | |
| 脇野沢庁舎所長 | 高坂浩二 |
| 教育部長 | 齋藤秀人 |
| 公営企業局長下水道部長 | 齊藤鐘司 |
| 総務政策部政策推進監 | 花山俊春 |
| 財務部政策推進監 | 石野了 |
| 財務部副理事税務課長 | 畑中恒治 |
| 民生部政策推進監 | 竹山清信 |
| 民生部副理事市民スポーツ課長 | 猪口和則 |
| 保健福祉部政策推進監 | 田村好子 |
| 建設部政策推進監 | 鏡谷晃 |
| 公営企業局政策推進監 | |
| 下水道技術専門監 | 成田等 |
| 下水道部政策推進監 | |
| 公営企業局副理事総務課長 | 川森浩史 |
| 公営企業局副理事営業課長 | 杉山信也 |
| 公営企業局副理事施設課長 | 嘉賀幸雄 |
| 総務政策部総務課総括主幹 | 野藤賀範 |
| 総務政策部企画調整課長 | 高橋聖 |
| 財政部財政課長 | 氏家剛 |
| 財務部税務課総括主幹 | 赤坂吉千代 |
| 財務部税務課総括主幹 | 松山宗彦 |
| 財務部税務課総括主幹 | 濱中亘 |
| 民生部国保年金課長 | 畑中秀樹 |
| 民生部国保年金課総括主幹 | 橋本敬司 |
| 民生部環境政策課長 | 金浜盛雄 |
| 保健福祉部介護福祉課長 | 井田敦子 |
| 下水道部下水道課長 | 酒井嘉政 |
| 下水道部下水道課総括主幹 | 杉山直規 |
| 大畑庁舎産業建設課総括主幹 | 西川勸 |
| 公営企業局総務課総括主幹 | 濱谷重芳 |
| 民生部国保年金課主幹 | 工藤幸紀 |
| 保健福祉部介護福祉課主任主査 | 畑中正行 |
| 下水道部下水道課主任主査 | 赤石拓詩 |

総務政策部総務課主任 栗橋恒平
下水道部下水道課主任 菊池 円

○事務局出席者

事務局長 須藤徹哉 次長 澤谷松夫
総括主幹 濱田賢一 主任主査 小林睦子
主任主査 石田隆司 主任 村口一也

(午前10時00分 開議)

○委員長(富岡 修) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第27号 平成24年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

昨日は、歳出の質疑が終わっておりますので、本日は歳入の審査から行いますが、その前に昨日の第10款教育費の佐々木隆徳委員の質疑に対し発言の訂正がありますので、発言を許可します。教育部長。

○教育部長(齋藤秀人) 委員長のお許しをいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

昨日の予算審査特別委員会の第10款教育費における佐々木隆徳委員の川内・脇野沢給食センターにおける給食の配送はいつごろから始めるのかとのお尋ねに対しまして、「繰越明許で示しました川内・脇野沢給食センターは国の補助決定の内示をいただきましたので、近く正式な交付決定を待って契約して建設を進めてまいりますので、川内・脇野沢給食センターにおける運用開始は今後の工期の設定によりますが、平成25年の1月ごろまでに完成し、その後の準備期間を経て平成25年当初から供用開始に向けてまいりたいと存じます。それまでは、現在の脇野沢学校給食センターからの配食になります」と説明すべきところを、平成23年度補正予算にて御議決いただいた繰越明許費にてお示ししておりますが、その工期が5月または6月となっておりますので、それ以降の運用開始になるものと思っておりますと、川内小学校屋内運動場の完成時期と勘違いしてご説明申し上げましたので、これを訂正させていただきます。

佐々木隆徳委員初め委員の皆様には、訂正して深くおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

○委員長(富岡 修) それでは、本日の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査をいたします。理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監(赤田比等史) おはようございます。私から平成24年度の歳入予算のうち第1款の市税についてご説明申し上げます。

総額、伸び率、徴収率につきましては、市長が提案理由で述べておりますので、私からは税目ごとについてご説明申し上げます。なお、予算の積算に当たっては、平成23年度の決算見込みをもとに税制改正及び景気動向等を加味した調定額に徴収率を乗じて予算額を積算いたしております。その結果、個人市民税及び市たばこ税は増額、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及

び入湯税は減額と概算いたしております。

予算書の10ページから11ページをごらんください。第1項の市民税予算額は、前年度より2.9%多い、金額にして7,502万8,000円増を見込んで計上いたしております。内訳としまして、1目の個人市民税予算額は、昨年の人事院勧告により地方公務員給与が0.29%減額になったこと、他の給与所得を2.0%、営業その他の所得を1.0%減額して積算するも、税制改正による年少扶養控除、特定扶養控除廃止によるプラス要因により前年度予算額より4.5%多い、金額にして9,979万6,000円の増といたしております。

また、2目の法人市民税予算額につきましては、震災による中間申告等が減少傾向にあることにより、前年度予算額より6.8%少ない、金額にして2,476万8,000円の減といたしております。

第2項の固定資産税予算額は、評価替え初年度となりますが、土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額が減少することにより前年度予算額より5.8%少ない、金額にして1億3,267万円の減を見込んで計上いたしております。

第3項の軽自動車税予算額は、軽4輪貨物車の減少により前年度予算額より3万7,000円の減を見込んで計上いたしております。

第4項の市たばこ税予算額は、平成23年度決算見込みをもとに前年度予算額より1.6%多い、金額にして848万5,000円増を見込んで計上いたしております。

第5項の都市計画税予算額は、固定資産税同様課税標準額の減少により前年度予算額より7.2%少ない、金額にして1,263万8,000円の減を見込んで計上いたしております。

第6項の入湯税予算額は、震災後の入湯客の落ち込みにより前年度予算額より16.9%少ない、金額にして112万5,000円の減を見込んで計上しております。

以上で、第1款市税についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 続きまして、11ページの第2款地方譲与税からご説明いたします。

まず、第2款地方譲与税についてであります。これは第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税ともに市町村道の延長及び面積に案分して配分されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ、合わせて351万8,000円、伸び率で1.8%の減で計

上しております。

次に、12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して配分されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ124万3,000円、率で6.7%の減で計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して配分されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ90万4,000円、率で19.0%の増で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額に案分して配分されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ26万3,000円、率で15.6%の減で計上しております。

次に、第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査の人口や従業者数等に案分して配分されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,366万7,000円、率で2.6%の増で計上しております。

次に、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取得税の一部が市町村道の延長及び面積で案分され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ2,267万9,000円、伸び率で54.5%の増で計上しております。

次に、13ページの第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、残る10分の3が所在市町村の財政状況等を勘案し交付されることとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額を計上しております。

次に、第9款地方特例交付金についてであります。これは個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金でありまして、前年度に比べ7,686万円、率で86.3%の減で計上しております。この大きな減額の要因は、平成23年度まで交付措置されておりました子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する特例交付金及び自動車取得税交付金の減収補てんのための特例交付金が年少扶養控除の廃止等に伴う地方税増収分に振りかえられたことによるものでございます。

次に、第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方

公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するものでありまして、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税につきましては、前年度交付額に地方財政計画の伸び率を勘案するとともに、基礎数値や単位費用等の入れかえにより伸び率で5.3%の減、また特別交付税につきましては、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、伸び率で12.7%の増を見込んでおりまして、合計では3億7,000万円、率で3.1%の減で計上しております。

次に、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通安全反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ12万3,000円、率で1.5%の減で計上しております。

次に、13ページから14ページの第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金及び保育所等への入所の負担金でありまして、前年度に比べ781万3,000円、率で3.2%の増で計上しております。

次に、14ページから15ページにかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、市営住宅及び体育施設等各公共施設の利用に係る使用料並びに戸籍や各種検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ184万4,000円、率では0.8%の減で計上しております。

次に、15ページの下段から17ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ1億9,844万5,000円、率で3.7%の減で計上しております。これは、子ども手当負担金、第三田名部小学校建設事業費補助金、川内小学校建設事業費補助金等が減となったことによるものであります。

次に、17ページの下段から20ページにかけての第15款県支出金についてであります。これも各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ6億940万5,000円、率で17.2%の減で計上しております。これは、防災拠点施設整備に係る補助金、むつ総合病院メンタルヘルス病棟整備に係る補助金等が減になったことによるものであります。

次に、20ページから21ページにかけての第16款財産収入についてであります。これは土地、建物及び市有牛の貸し付けに係るもののほか、市有地、市有牛、陶器等の生産物の売り払いに係るものでありまして、前年度に比べ14万7,000円、伸び率で0.8%の増で計上しております。

次に、22ページ上段の第17款寄附金についてであります。これまでの実績に基づき、ふるさと納税寄附金の見込額を計上しております。

次に、22ページから23ページにかけての第18款繰入金についてであります。これは事業目的によるそれぞれの基金からの繰り入れと、特別会計からの繰り入れでありまして、前年度に比べ447万3,000円、伸び率で2.3%の増で計上しております。

次に、23ページから25ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは脇野沢農業振興公社貸付金元金収入のほか、中小企業者への資金融資のための原資預託金元金収入、奨学金貸付金元金収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ2,040万8,000円、伸び率で1.1%の増で計上しております。

次に、25ページから26ページにかけての第20款市債についてであります。臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率で、また退職者の増加に伴う財源対策として退職手当債を計上しておりますほか、普通建設事業の財源として起こしたものと及び公債費の平準化を目的とした借換債の発行4億7,120万円等で、前年度に比べ5億8,243万2,000円、伸び率で13.3%の減で計上しております。

この結果、歳入の総額は歳出と同額の327億6,400万円となります。前年度に比べ18億3,600万円、伸び率で5.3%の減となりました。

以上、歳入の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 国庫支出金の電源立地地域対策交付金並びに県支出金の電源立地地域対策交付金で、これ合わせて5,800万円ほど減額になっておりますが、これは震災による工事のおくれとか、そういうようなことが原因なのか、またはそれ以外の理由があるのかをお知らせください。

また、県支出金の核燃料サイクル交付金1億6,000万円、これは県で新年度から創設されました原子力施設立地地域周辺の15市町村への交付金なのでありますが、今年度1億6,000万円ということで、この額に満足しているのかどうか、この額は妥当だと思っているのかどうか。それと、またこの核燃料サイクル交付金の使い道には制限があるのかどうか、また新年度ではどのような事業に充てているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 新年度の電源立地地域対策交付金、国・県合わせて

ということですがけれども、総額で言いますと29億円ちょうどになります。平成23年度は27億9,800万円でしたので、総額ベースでいきますと1億200万円、率で3.6%増ということになってございます。

また、市の歳入にはのってございませぬけれども、むつ総合病院で受けている部分というのが2億5,000万円ありますということは以前から申し上げているところなのでございますけれども、むつ総合病院で受ける部分につきましても、平成24年度からは5,000万円増ということで、病院のほうで受ける分は5,000万円増ということになってございます。

また、2点目の核燃料サイクル交付金でございますけれども、この額で満足しているかというお尋ねでございますが、この核燃料サイクル交付金ができたとするのは、たしか平成18年度、当時国が核燃料サイクル事業を推進する趣旨で制度化したということで、平成20年度ころだったと記憶してございますけれども、盛んに県と施設の立地市町村の間で、その配分をめぐって綱引きをしたというのは委員もご承知のことと思います。それで、いろいろやりとりがあった結果、県が3分の2、市町村が、立地、それから隣接、隣々接合させまして3分の1というふうなことで落ちついたというふうな経緯がございまして。そういう経緯がございましたので、それについては一応おのこの県及び各市町村でもそれですとしたものというふうな受けとめてございます。

それから、使い道はどうかということのお尋ねでございますけれども、今までの電源立地地域対策交付金とほぼ同じような使い道ができるということになってございます。そのために、当市でも今後どういうふうな計画を予定しているのかということですが、一応今年度、平成24年度は消防署の人員費に充当する予定としてございます。

また、今後につきましては、きのうこの委員会でも質疑がありましたように、はしごつき消防ポンプ車の購入を、この核燃料サイクル交付金を利用して、来年度に一応購入したいというふうなことで、今計画段階ですが、そのように考えてございます。

また、むつ総合病院のMRI等の医療器械の整備に充当したいと、そのように考えてございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 中村正志委員。

○委員（中村正志） この核燃料サイクル交付金であります。ただいまのお話であります。と、斉藤委員の思いが通じたのかなというふうに思いますし、私も新しい交付金でありますから、使い道にはそういうふうなきちんとした

考え方を、ある程度防災でありますとか、住民の健康でありますとか、そういうふうな考えを持って使っていくのが一番いいと思いますので、市の今の答弁に対しては賛同したいと思います。

この新しい県の交付金ができることによりまして、市で今検討しております核燃料税には影響は出ないのかどうか。これをもらうことによって、そちらのほうの協議に影響が出ないのかどうか、そのあたりはどのように考えていますか。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 電源立地地域対策交付金のほうに影響が出ないかというふうなお尋ねでございましたでしょうか。

○委員長（富岡 修） 中村正志委員。

○委員（中村正志） そうではなくて、県が今新設した核燃料サイクル交付金、要はこれは県が核燃料物質等にかけている税金の中から、たしかその15%か上限が20億円というふうな決まりであったと思って、これをもらうことによって、今市で検討しているものに影響が出てこないのかどうかということです。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 核燃料サイクル交付金でありますけれども、今年度からむつ市のほうでもらうことになりますこの交付金の部分は、電源三法交付金が根っこになってございます。先ごろ県が市町村に対する新たな交付金の制度を設けるというふうな報道がございましたけれども、あれは県の核燃料物質等取扱税ですか、それをいわゆる財源として県が新たな交付金制度を設けるというふうなことで、それぞれ制度は別なものというふうなことになります。

○委員長（富岡 修） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 済みません、私が勘違いをしておりました。新しい科目だったもので、その制度で1億6,000万円来ているのかなというふうに思っておりましたが、そうではないということでもありますね。しからば今県でやっております核燃料物質等取扱税交付金17億8,000万円ほど計上するというふうな報道がされておりますが、それは今後配分額が決まるという理解でいいのかどうか。それを配分されて使うことによって、先ほどお話をした市で検討している核燃料税自主課税のほうには影響は出ないのかどうかというお尋ねにかえさせていただきます。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まず、県のほうの新たな交付金の部分ですけれども、

報道発表があったばかりで、今多分県の議会のほうで議論されて議決されるのだろうと思いますけれども、私どもはその結果を踏まえまして、もし制度化していただけるものであれば、それを受けまして、その詳細等の説明を受けまして、それに基づいて事業を組み立てて交付を受ける手続に入りたいと。そうなりますと恐らく、もしもの話はちょっといかがかなと思うのですけれども、もしも制度化されたということであれば、平成24年度の補正予算に計上されるのではないかというふうに考えてございます。

もう一点、県の新たな交付金が入ってくることによって、市のほうの税のほうの検討している部分に影響があるかというふうなことですけれども、当然私どものほうではさまざまな財政需要に対して新たな税制度を設けたいという考えでございますので、その部分の見合いというふうなことになるかと思えます。私どものほうで考えている部分をはるかに超えて来るのであれば、その部分はそこに振りかえて、財政需要を満たすことができるものであれば、それは考えを改めるという一つの考え方もあるでしょうが、そこまでに満たないということであれば、やはり独立した自治体のスタンスとして、そこはしっかり持ち続けなければいけないだろうなど、そういうふうにも考えております。いずれにいたしましても、その県のほうの制度がどういうふうな形で制度設計されるかどうか、一応その辺の状況を見据えながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

- 委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。
- 委員（濱田栄子） 地方交付税についてお聞きします。第10款第1項。これは、歳入の中で一番大きな金額でございます。115億円ことし計上になっておりまして、昨年度予算より3億7,000万円減額ということですが、合併時の地方交付税の国との約束事というのがあったと思えますが、その件に関してまず一度お聞きします。
- 委員長（富岡 修） 財務部長。
- 財務部長（下山益雄） 地方交付税は、本来的には地方の財源というふうな認識でございます。本来地方税として徴すべきところをおのこの個別の団体におきましては、その税源に差があるものですから、一定の割合を国の税収の中から振りかえて、県、市町村にかわって徴収して再配分すると、そういうふうな制度というふうに認識してございます。したがって、合併時にその部分で約束があったというふうなことは、私ちょっと承知をしておらないのですけれども、ただ合併と地方交付税の関係ということで申し上げますと、合併した市町村におきましては、特例というものがございます。それは、今までは私ども4市町村おのおので自治体運営しておりましたので、個

別に地方交付税というのは受けてきたわけですがけれども、新市になりますと、一つの市町村ということで、一つの団体として地方交付税の算定がなされます。そうしますと、やはり一つの地方公共団体といいますと、どうしても効率的な財政運営が求められるものですから、4市町村のときよりは額としては減額になるということです。当然減額になるということになりますと、では合併して、何だ、減額になるのだったら合併しないほうがよかったのではないかということになりますので、合併した後に、その合併のスケールメリットを生かして効率的な財政の運営を行っていく、あるいは行政の効率化を図るという意味では一定期間かかるだろうと、そういうふうな趣旨で、約10年間の特例期間というのがございます。その10年間は、旧市町村の計算方法で計算していった、合併する前にもらえるであつたらう地方交付税の額で計算される。11年目から15年目までの5年間で階段状にどんどん、どんどん落ちていって、16年目から原則の新市一本の地方交付税で算定されると、そういう状況になってございます。

機会があれば申し上げているのでございますけれども、その特例というのは、今平成22年度決算ベースで申し上げますと、大体18億円ぐらいの特例というふうなことになってございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） この地方交付税でございましてけれども、今部長おっしゃったように、市民の皆様には10年間は交付税は減らさないと、そしてコスト削減して、市民の皆様の負担を減らすということで合併の理解を得て合併に至ってきました。部長も今ご認識なさっているようですけれども、その辺の部分に関しまして、市民にどういう申し開きをしていくのか、だれが責任を持って合併時の約束を説明していくのか。また、国からもどういう説明があつたのかということ、変化があつたことに対して説明があつたということをごどのように市民にご理解いただくかということに対して何か努力をしたことはありますでしょうか。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 合併しますと、合併対象市町村に対しては、そういう財政に伴う地方財政措置があるのだということは、合併時のときにもう既に財政シミュレーション等も示しながらご説明を申し上げましたので、そういう前提のもとでご認識をいただいているものというふうに考えてございます。ですから、特別に合併した後に何かが変わったとか、そういうことではございません。

合併に対する、地方交付税ではなくて、財政運営一般について申し上げますと、要は合併というのは、もちろん行財政の効率化を進めて、少子高齢化で人口が急激に減っていくところを少しでもその影響を少なくして、持続可能な地方公共団体にしていこうではないかというふうな趣旨だと思うのです。その部分につきましては、我々も十分受けとめまして、合併してもサービスが急激に落ちることのないように、電源三法交付金等も使いながら一体感の醸成に努めているというふうに考えてございます。合併して急に何かを取りやめになったとか、サービスが悪くなったとかと言われぬように我々も一生懸命取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 今部長のお話ですと、合併して何かが変わったとかということはないというお話もありまして、サービスが急激に落ちたということもないということをお話されましたが、負担は急激に上がっております。やはり歳入歳出のバランスによって、この市民の負担が倍以上に上がっている大畑地域にとりましては、上がっているのです。そこが一番市民にとっては大事で肝心なところなのです。変わってはいないと言っておりますけれども、変わっております。ですので、その辺のところをやはり勘案して、合併時の市民との約束を守れるかということ、これからじっくりとやっていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 中村委員の質疑と重複する部分がありますけれども、19ページの核燃料サイクル交付金に関連しましてお尋ねいたします。

市が進めておりますということになっておりますけれども、使用済燃料中間貯蔵の、これに対する法定外普通税、これがどこまで進んでいるのか。それと、今回の核燃料サイクル交付金、こういうのがついたことによってどのような影響があるのかお尋ねいたします。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まず1点目のお尋ねでございます。市が検討している中間貯蔵施設等の法定外普通税との関連はどうなのかというふうなお尋ねでございます。その進展状況はどうなのということなのでございますけれども、今法定外普通税の検討は、ご案内のとおりずっと続けているわけですが、3.11の起因による福島第一原子力発電所事故の影響等で、国の原子力政策が今見直しの途上にあるというふうなことで、大きく周りの状況が変わってございます。また、その中間貯蔵施設の事業を進める事業元という

のでしょうか、使用済燃料を搬入ではなく搬出してくるほうも東京電力株式会社というふうなことが中心になろうかと思えますけれども、その当の東京電力株式会社のほうが、今補償のほうで、いわゆる国の管理になろうかどうかというふうな議論もあるわけでございます。したがって、その事業として成り立つのかどうかといったあたりも当然我々としては見きわめなければなりません。いわゆる担税力があるのかどうかというふうなことでございます。その辺も見る必要があるものですから、現実的には検討は我々の段階でも今とまっているというふうなことで、一応そういう状況にございます。ただ、今までも一般質問等で答弁してまいりましたように、一応構想というものは持つてございますけれども、そこで今一たんとまっているというふうな段階にございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） いろいろ状況が変化していることは十分理解しているのですけれども、一応東京電力、そこの中間貯蔵の会社、何と言いましたか、そこで3月、今月からもう実際に工事を進めるということを表明しているわけで、中間貯蔵の建物そのものはできるだろうと。実際建物をつくった暁には、当然使用済燃料も入ってくるだろうという、そういう見込みなのですから、むつ市としては今県のほうの核燃料サイクル交付金とかというものと、実際に中間貯蔵施設に使用済燃料が来たときの法定外普通税を課したときとの差といいますか、幾らぐらいを予想しているのでしょうか。そして、中間貯蔵が少なくとも40年、50年ということになっていきますので、安定した税金というか、法定外普通税というむつ市にとっては安定財源となると思いますので、私としてはそこら辺をしっかりと見据えたうえで交渉してもらいたいと思いますので、そこら辺の見通しをお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） その法定外普通税、どのぐらいで見ているのかというふうなことのお尋ねでございますけれども、今はまだ交渉の途中の段階にありまして、素案は持っておりますものの、まだ途中の段階でございますので、今の段階ではどのぐらいの税収を見込んでいるのかという部分ももう少し控えさせていただければありがたいなというふうに考えてございます。我々の希望としては、多いにこしたことはないのをございますけれども、これも納税者という相手がある話で、しかも納税者の税金を納める能力がどの辺にあるかということも十分これまた見きわめて税をつくる、制度設計をする必要があるものですから、その辺はまだもう少し様子を見させていただ

きたいというふうに考えてございます。

また、県で創設する新たな交付金との関連でございませけれども、県でこの下北半島の市町村長さんの意向を受けまして、災害対策等に十分に対応できるようにというふうな要請を受けまして、県で新たな交付金をつくっていただいたというのは非常に高く評価したいと思いますし、ありがたいことだなと思います。ただ、それが先ほども申し上げましたけれども、我々のいわゆる財政需要を満たしているものかどうかというのも、またこれも注視していく必要があるだろうというふうに考えてございます。私どもといたしましては、あくまでも目指したのは安定的な財源の確保ということで、法定外普通税といたしましたのも、いわゆるその広範な使途の財源を確保するという意味合いでございませるので、その辺のところにもらみながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡 修） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今交付を受ける財源、国からの交付金等で来た場合、これは当然県経由で来るのだと思うのです。直接むつ市に配分になるわけではないと思いますので、いずれにしろ県がそこでまた何らかの、何分の1か県が吸い上げるといいますか、よくわからないのですけれども、そこら辺の、今回の核燃料サイクル交付金を一応関係町村に配分しているからということで、そこら辺でもまたむつ市に対する還元をある程度削減するというか、そういうことが心配なのですか、そこら辺はどうなのですか。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） むつ市で受ける交付金というのは、国から直接受ける部分と、それから国が県に交付して、県から交付を受ける部分と2つのルートがございませ。国から直接受ける部分は、中間貯蔵施設に関する交付金の部分が、国から直接むつ市のほうに交付になる。大間町、東通村、六ヶ所村、この部分の施設に関する部分は県を経由して、県が交付を受けて県がむつ市に配分するというふうな形になってございませ。

それから、核燃料サイクル交付金の話ですけれども、これは一元的に県が地域振興計画というものを策定して、それに基づいて国が県に交付し、県が市町村に交付するというふうな形になってございませ。先ほど中村委員のお尋ねに答えまして、今後の使途の計画等も一端述べさせていただいたのですけれども、交付額で言いますと、これは県です、県が受ける核燃料サイクル交付金の総額は、MOX燃料加工施設と中間貯蔵施設と大間原子力発電所、この3つで1施設当たり60億円ですから、3つで180億円というふうになります。そのうちむつ市が受けますのは13億1,535万円というふうなことになる

ってございます。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお聞きいたします。

国のほうで復興税という法案を可決しているのですが、その関連でちょっとお聞きしたいのですが、説明の中にはそういう文言が全然なかったのですが、何か聞くとところによると、その関係で地方交付税が少し削られているのではないかという話もあるので、そこら辺が今回3億7,000円減っているのですが、その関係があるのかどうかということと、別の議案では市民税のほうで500円プラスになるという議案が出されておまして、これを見ますと、去年と同じ均等割3,000円ということなので、その500円プラスというのがどこの部分に反映されているのかなというのをまずお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 復興税の関係ですけれども、私どものほうは直接の被災地でないものですから、私どものほうはそういうストレートな恩恵というのは余りないわけでございますけれども、復興の特別交付金というのはあります。私どものほうの関係で言いますと、関根の漁港のほうが被害を受けまして、災害復旧事業を行っているところなのですけれども、その補助裏部分の本来起債を充当すべきところを災害復興特別交付税を充てるというふうなことで一応考え方は示されてございます。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） もう一つのほうの市民税のほうのお尋ねにお答えいたします。

市民税の3,000円を3,500円にするというのは、平成26年から平成35年までの10年間の措置です。ですから、平成24年には反映されません。平成26年ですから、再来年からです。

以上です。

○委員長（富岡 修） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうしますと、国が通した復興税というのは、全然平成24年度には全く反映されないで、実際には平成26年度からそのかわりが出てくるというふうな理解でいいのかどうかということと、最初聞いた交付税が、中身はどこがどう減らされているかというのはよくわからないとかというのがあるとは思いますが、うわさで聞いた分では、交付税のほうで国のほうで何か復興に充てるために少しはてこ入れして削っているのではないか

といううわさがあるのですけれども、そういうのは全くないというふうに考えていいのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それと、さっきの500円引き上げるというふうな、別のほうの議案のほうの議論の中では、一応復興税ということで平成26年度から500円引き上げるとのことですが、復興税ですから、やっぱりその趣旨だとその500円を復興する地域に再配分するのかなというのが普通の考えなのですが、別の議案の説明の中では、各自治体で自由に使っていいというふうな説明でしたものですから、何かそこが全く、税を取る趣旨と、使い方というのが全く整合性がないので、そういう形のものなのかというのをちょっと改めてまたお聞きしたいというふうに思います。本来であれば、やっぱり復興税ですから、復興のために500円の部分は使わなくてはいけないというふうに思うのですが、直接今回の平成24年度には反映されないのがありますが、そういう均等割というふうな事のかかわりで、そこら辺も含めてちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 特別交付税といいますか、震災の関係ということのお尋ねでございますけれども、実は平成23年度からでございますけれども、その地方交付税の中には普通交付税と特別交付税という2本立てになっているのですけれども、地方交付税の算定の簡素化、あるいは透明化の取り組みの一環としまして、特別交付税のほうの割合が6%だったのですけれども、それを段階的に1%ずつ普通交付税のほうにシフトして行って、最終的には特別交付税を6%から4%に引き下げて、その分を普通交付税のほうに動かして、普通交付税のほうは、いわゆる最近では通常収支の不足がもう慢性化しておりますので、その財源の確保に充てるというふうな趣旨で平成23年度をスタートさせようとしておったのですけれども、その直前に3.11の震災があったものですから、昨年3月の国会で急遽修正がかかりまして、その措置を3年間先送りするというふうな事になってございます。したがって、平成23年度から3年間というものは、従前どおり普通交付税が94%、特別交付税が6%というふうな事での措置で決定してございます。

委員震災の関連で、普通交付税あるいは特別交付税のほうに影響はないのかというふうなご懸念でございますけれども、普通交付税のほうにつきましては、いわゆるルール計算の部分ですので、その部分は影響はないものというふうに考えてございますけれども、ただ特別交付税のほうは全くないのかというと、そこのところは算定する国のほうでないと明確な回答はできないと。我々は特別交付税につきましては、特別交付税というのは、いわゆる特

別ですので、主に国内のそういう災害対応で通常の行政対応以外に個別の財政需要が生じた部分に手当とする趣旨として設けられているものですので、そういう点では全くないというわけではないのだらうと思いますけれども、はっきりはそこはちょっと承知はできないというふうな部分です。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 市民税の均等割を500円、平成26年度から上げるわけですが、これは復興税というのではございません。市民税を上げるということで、市民税というのは目的税ではございませんので、何に使ってもいいということです。それで、この法律の名前が東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律ということでございまして、地方公共団体が実施する防災のためにということをやっております。それで、市民税を上げるということです、市民税は目的税でないということであり、市民税は何に使ってもいいということになっているわけです。

以上です。

○委員長（富岡 修） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そのまた市民税にかかわってですが、今回扶養控除がかなり廃止されて、その分ふえているのでありますが、この扶養控除が廃止されたというのは、多分子ども手当の関係でそうなったかと思うのですが、最新の情報を教えてもらいたいのですが。今子ども手当がいろいろ動いておりまして、その関係でこういう形の控除の廃止は、また変わるという可能性があるのかどうか。それとも、何年間だけというふうに決まっていたものかどうか、そこのところだけちょっと最後確認させていただきます。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） この法律は、平成22年の改正なのですが、やはり子ども手当というのが主眼にございまして、そのために、その財源を確保するためにということで作られたものです。

（「いつまでというのは」の声あり）

○財務部税務調整監（赤田比等史） ないです。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 中村正志議員の関連質疑をいたします。

先ほど部長から電源立地地域対策交付金とか核燃料サイクル交付金、29億円ということで話がされたのですが、この中に出てくるのは14億円ぐらいしか出てこないのですが、今年から中間貯蔵施設の電源立地地域対策交付金が倍増になったという形の中で恐らく29億円になったと思うので

すけれども、あとの15億円というのはどこに出てくるのでしょうか。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 国庫支出金のほうに15億円が出ているかと思えますけれども、17ページの第7目電源立地地域対策交付金15億円というふうに国からいただくというふうなことになってございます。

○委員長（富岡 修） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 中間貯蔵施設で倍になったのですけれども、この交付金なんかは、本当に市の持続可能な財政という形の中でももちろんそういう形の中で使われているのですけれども、例えばこの金額29億円の中で、いろいろ市民にも聞かれるのですけれども、それをどのような形で、例えばそういう金で市民に今それなりの恩恵を与えるというようなことを考えるとすれば、どういう事業がなされているのか、その辺を幾らか使われているところを教えていただきたいと思えます。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 電源立地地域対策交付金につきましては、一般質問等でもご質問を受けまして、その用途等についてはご説明申し上げているところでございますけれども、最近でございますと、インフルエンザのワクチンの接種事業に充当するとか、あるいは子宮がん検診等で充当して検診体制の充実を図るというふうなこと、あるいは小中一貫教育学習支援員の配置事業に充当して、その小中一貫教育を強力に推進する財源として活用するというふうなことも最近は努めてございます。従来は皆様からそういう使い方しできないのかというふうないろいろご意見等もちょうだいしておりましたように、施設の維持運営費、そこの施設にいる人の人件費とか、そういう使い道が多かったのですけれども、最近は今申し上げましたように、がんの検診だとか予防健診、それから教育活動では教育支援員の配置、それから外国語教育の指導員の配置、それから学校の防災機能の強化、それからそのほかでは市営牧野の農業機械の導入、それから除雪機械のロータリー車の購入等も、これを充当しているということでございます。

○委員長（富岡 修） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 今部長いろいろ並べました。それは、こういう交付金をもらっていない市町村でも普通やっています。やっぱり私は、よく市民にも言われます。こういう交付金をもらってなくても、立派に黒字で行政を運営している地域もあります。ただ、今部長の言ったのは、こういう交付金をもらわなくても、それはよそでやっていることなのです。だから、もうちょっとこれを受けて、そういう施設を受けたのだと、だから私どもはこういう

恩恵を受けているのだというものをやっぱり市民に見せなくては、ただただ行政を運営するだけのものでは、そういうのを受けなくてもきちんとやっている行政もあります。それと比べて、そういう市民が思うようなもう少し活用の方法を考えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 1点お願いします。

毎回のことで大変申しわけないと思っておりますが、都市計画税についてお尋ねをいたします。というのは、私毎回この件で質疑したり一般質問でも取り上げているわけがございます。ということは、一部の市民の方に土地と建物に対して二重課税していると。これは、税の公平公正、税の考え方とすれば大変理不尽だと私は思って、この都市計画税を見直すなりいろんなことを考えてほしいということを一一般質問で申し上げました。それについて、いろいろ行政側としては、担当部長としては、まず話し合われたのかどうなのか、ひとつお願い申し上げます。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） お答えいたします。

たびたび白井委員からはご質問いただいておりますけれども、私たち税務、また市長初め検討しておりますけれども、この都市計画税に関しましては、都市計画税の廃止、固定資産税の税制改正について方針に変更はありませんが、急激に税額が増加となる納税義務者の軽減に配慮するということで作業を進めております。

それで、県内10市ございますけれども、青森市は都市計画税がなくて1.6%という固定資産税の税額です。弘前市は固定資産税が1.6%、そして都市計画税が0.2%、合計で1.8%ですか。八戸市は、固定資産税が1.6%、黒石市1.6%、五所川原市は1.8%、そしてむつ市は1.4%、そして都市計画税が0.18%、合計で1.58%になりますか、そういう状況になっております。

それで、全国的に都市計画税はだんだんなくなって、固定資産税に吸収されていくという、またいつている状況でございます。それは、市税については市民税、固定資産税、都市計画税、いろいろあるのですけれども、制限税率というのがございまして、市民税については1.2倍まで、そして軽自動車税については、また1.2倍ということは、各自治体でその1.2倍まで決めていいですよ、上げていいですよということなのですけれども、それぞれの自治体で制限税率の範囲で決めております。ただ、固定資産税については、このように都市計画税が吸収されていくという状況を踏まえて、制限税率という

のがないのです。何倍までにしていいですよという税率がなくて、幾らでもいいですよというようなことになっております。それは、どの市町村でも都市計画税が固定資産税に吸収されていくという状態で、その便宜を図って制限税率を決めていないということです。ですから、都市計画税が固定資産税に吸収されていくというのは、どこの市町村でも進んでいくものと思っておりますし、また私たちむつ市においても……

(「余り細かい説明はいいです」の声あり)

○財務部税務調整監(赤田比等史) はい、わかりました。むつ市においても、都市計画税を廃止して、固定資産税に吸収させていくというような方向で検討は進めております。

以上です。

○委員長(富岡 修) 白井二郎委員。

○委員(白井二郎) 私なぜこれを何回も取り上げるかといえば、市民はわかっていないのです、または皆さんにかかっていると思っっているのです。自分だけ払っているという認識でなくて納税している、納めていると。そして、これが前回質問した際には、下水道とかいろんな面で使われているということなのですが、都市計画ですから、下水道も当然都市計画の一部だと私は思うのですが、やはり地域の公園とか道路とか、それを先に優先して都市計画税をきちんと、皆さんがよい暮らしを、いい都市をつくるための税金なのでしょう、これ。それをやらないで、わからないところで、目的税でありながら市民がわからなく使っているのに対して、きちんとした答えがないから、私何回も言っているわけです。やはり今後とも先ほど担当税務調整監がおっしゃられたとおり、今後検討するという話ですが、今後ともこの都市計画税に対しましては、庁議なりいろんな部署でいろいろ話し合ってもらいたいと思いますので、詳しい話は再度一般質問なりで議論したいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長(富岡 修) ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員(半田義秋) 収入を見ますと、全般的にやっぱり見込みが私は甘いと思う。というのは、非常に今回の予算は厳しい予算で、つくる人も大変だったと思います。1つには、市民税、これ1億円ふえています。均等割にしる所得割にしる、人口が減っているのに、ふえる要素があるのか。それにこの景気、ますます冷え込む景気で、この所得税がふえる見込みがあるのか、これひとつ私の納得のいく説明を願いたい。

それから、たばこ税も約1,000万円ふえていますけれども、こんなにふえる要素があるのかないのか。これは平成23年度、恐らくことしの見込み、平

成22年のこれは見込みではないでしょう。売り上げ本数から来ている算定ですか。それならいいのですけれども、平成23年度の消費の本数で来ていると思えば、私はちょっと甘いと思います。

それから、それによって最後の雑入、これは雑入も私は甘いと思うのだ。要するに入る見込みがない収入、いわゆる空財源、私用電話料が6,500万円もあるのだけれども、空財源はこの程度で済むのかどうか。ひとつこの3点説明願います。

○委員長（富岡 修） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） まず、市民税で9,979万6,000円の増額になっておりますけれども、これは年少扶養控除、16歳以下の控除1人33万円なのですけれども、この控除がなくなったことによって1億3,000万円ほどプラスになります。2万7,000人ぐらいの対象者がおりますので、1億3,000万円ぐらいの増額になります。それと、あと所得のほうで4,000万円減りますので、その差し引きで9,900万円というプラスの要因を出しております。ですから、確実にプラス要因でございます。

それから、たばこ税でございますが、たばこに関しましては、平成23年度の予算の積算対しまして、3月上旬の実績で3,000万円から4,000万円ほどプラスになっております。私たちもたばこの値上がりにより税も減っていくのかなと思ったのですけれども、やめる人が少なかったというようなことになると思うのですけれども、たばこ税はそんなに下がる要因はございません。

以上です。

○委員長（富岡 修） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 諸収入についてでございますけれども、先ほど諸収入につきましては、各種制度資金の貸し付け、それから他団体からの受託事業収入等の収入であるというふうなことで申し上げました。

それから、一番最後の私用電話外6,500万円ですか、これがすべて私用電話ということではございません。私用電話以外のものもすべて含めまして、細かな積み上げがここにすべて入ってございます。その総額がこの私用電話外というふうなことでございまして、委員ご懸念の空財源といえますか、収支不足額は平成24年度の当初予算にはありませんので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで、歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第27号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第27号に対し、反対討論をいたします。

本案は、文化財収蔵施設整備事業9,855万8,000円、市民の要望の多かった住宅リフォーム促進支援事業費補助金360万円、大湊地区坂道対策事業1,500万円など、市民生活に密着した予算が計上されております。これについては、評価をしたいと思えます。

その一方、税金の公平な使い方として問題のあるむつ市酪農研修センター建設事業費7,527万2,000円、脇野沢農業振興公社貸付金6,000万円などが計上されております。そして、電源立地地域対策交付金など原発関連の交付金は32億円に上り、高校生などを対象に大間原子力発電所や東海原子力発電所を見学するなどという原子力施設等見学会開催事業費746万7,000円を例年同様計上するなど、問題のある予算となっております。

施政方針では、リサイクル燃料備蓄センターの本体工事については、地域経済に刺激を与えてくれるものと期待する、原子力も含め再生可能エネルギーや石油エネルギーなどのベストミックスにより必要なエネルギーを確保していくことが重要であるとし、去年の福島第一原子力発電所の大事故があったにもかかわらず電源三法交付金に依存し、原発関連産業による地域振興を進めるという原発推進の市政を継続していくということであります。

福島県は、原発に依存しない地域振興、地域づくりに転換をしました。第2の福島になる前に原発に依存しない地域づくりを進めるべきことを提案し、本案に反対いたします。委員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ほかに発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

議案第27号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○委員長（富岡 修） 起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○委員長（富岡 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議案第28号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明をいたします。8ページをお開き願います。

予算編成に当たりましては、年間平均国保加入世帯数を1万1,400世帯、年間平均被保険者数を1万9,600人として積算してございます。その結果、平成24年度予算総額は歳入歳出とも75億2,598万9,000円となり、前年度と比較いたしますと金額で1,077万8,000円、率にいたしまして0.1%の増となっております。

本会計は、被保険者の医療需要という歳出に応じまして、その歳入がルール計算に基づいて決まってくるという性格を持ってございますことから、まず歳出から説明をさせていただきたいと存じます。16ページをお開き願います。

第1款総務費は総務管理費、運営協議会会費及び趣旨普及費で国保事業運営のための事務的経費でございまして、総務費合計では1,886万1,000円を計上してございます。

次は、17ページから18ページの上段までの第2款保険給付費でございます。療養給付費につきましては、過去の給付実績、被保険者数などの動向により積算いたしました。平成24年度におきましては、診療報酬が全体で0.004%引き上げられましたが、その改定率はごくわずかで、一般被保険者の減少の影響が大きく、第1項療養諸費では43億6,065万6,000円、第2項高額療養費では5億3,077万7,000円と前年度より減額となっております。保険給付費の合計額では、49億3,723万5,000円で、歳出全体の65.6%を占めており、前年度に比べまして1億5,135万7,000円の減となっております。

次に、18ページ中段の第3款後期高齢者支援金等でございますが、後期高齢者医療制度の給付費の増加に伴い、1人当たり負担額が増加したため、予算額は9億6,120万円となり、前年度に比べまして5,872万円の増となっております。

第4款前期高齢者納付金等は、1人当たりの負担調整額の減により107万3,000円となり、前年度より減少してございます。

19ページをごらん願います。第5款老人保健拠出金は、同制度が平成20年

3月で終了していることから、事務費のみの計上となっております。

第6款介護納付金は、40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者に係る納付金であります。介護保険制度の給付費の増加に伴いまして、1人当たりの負担額も増加し、4億6,225万1,000円を計上、被保険者数が減少しているにもかかわらず、前年度より985万4,000円の増となっております。

次に、第7款共同事業拠出金は、高額な医療費が発生した場合、県全体でカバーし合う再保険事業への拠出金でございます。拠出先の県国保連合会が県全体の対象医療費から算出いたしました本市拠出分10億3,538万6,000円を計上してございます。医療費の高額化により前年度に比べまして8,229万円の増となっております。

次に、20ページをお開き願います。21ページの中段まで第8款保健事業費でございます。メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査事業費のほか、被保険者の健康の保持増進、疾病予防や健康づくりを支援するための費用でございます。合計6,563万3,000円を計上してございます。

飛びまして、21ページの下段になります。第10款公債費は、療養諸費の支払いに要する一時借入金の利子で、148万3,000円を計上してございます。

22ページをお開き願います。第11款諸支出金は、国保税の還付金と川内、脇野沢両診療所に係る直営診療施設等に対する繰出金でございます。諸支出金の合計では、1,975万2,000円となっております。

第12款予備費に2,306万3,000円を計上してございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の主なものについてご説明をいたします。ページは戻りまして、10ページをお開き願います。第1款国民健康保険税でございます。加入世帯数、被保険者数とも年々減少しておりますことや、景気の低迷が続いておりますことなどにより、前年度と比べまして1億1,626万9,000円減の17億1,320万5,000円を計上してございます。収納率につきましては、一般被保険者現年課税分を88.5%、滞納繰越分を16.5%、退職被保険者等現年課税分を97.5%、滞納繰越分を25%としてそれぞれ算出してございます。

11ページをごらん願います。第2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料と特定健康診査手数料で260万円を計上してございます。

次に、第3款国庫支出金は、一般被保険者療養諸費等に係る定率国庫負担金及び財政調整交付金等を計上してございます。第1項国庫負担金では、一般被保険者の医療費の減少及び国庫負担金の負担割合が34%から32%に引き下げられたことによりまして、13億8,841万5,000円を計上し、前年度に比べまして2億7,256万1,000円の減となっております。第2項国庫補助金5億

5,728万5,000円と合わせ、19億4,570万円となっております。

12ページをお開き願います。第4款療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に係る交付金で、その医療費の増加に伴い4億140万9,000円を計上してございます。

次に、第5款前期高齢者交付金は、前期高齢者の医療給付金を全保険者間で負担調整する制度で、これまで過年度分の精算による減額が続いておりましたが、平成24年度は過年度分の追加交付の見込みとなり、14億9,597万3,000円を計上してございます。前年度と比べまして2億1,930万7,000円の増となっております。

次に、第6款県支出金は、引き下げとなった定率国庫負担金2%分が上乘せされ、従来の7%から9%の交付となった財政調整交付金等を計上し、合計額では4億6,317万5,000円となっております。

13ページをごらん願います。第7款共同事業交付金は、歳出第7款の共同事業拠出金に係る交付金でございまして、合計10億6,215万2,000円を計上してございます。前年度と比べまして1億4,246万1,000円の増となっております。

飛びまして、下段の第9款繰入金は、国保税の軽減分等を一般会計から繰り入れするものでございまして、4億3,055万9,000円を計上してございます。また、未就学児童等の現物給付により生じる国庫負担金の減額分2,612万4,000円を計上してございます。

14ページをお開き願います。飛びまして、中段の第11款諸収入は、被保険者に係る延滞金、出産資金貸付金元金収入、そして15ページは第三者納付金等で諸収入の合計で1,121万2,000円を計上してございます。

以上が平成24年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 11ページの出産育児一時金補助金、こうあって、かなりの減額になっておりますけれども、これは前年度あるいはまた直近のここ数年の出産件数と比較して見てみるとどういふふうになっているのか、この点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（富岡 修） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） ただいまの工藤委員のお尋ねにお答えいたします。

出産育児一時金補助金が大幅に減額となった大きな理由は、この補助金制

度が平成23年度をもって廃止となっていることから、平成23年度までに出産する方の補助金分を翌年度で支払いする場合を想定しまして8万円を残してございます。そのために、平成24年度はそれらが終わりますと、残りは支払いがないということで減額となったものでございます。

- 委員長（富岡 修） 工藤孝夫委員。
- 委員（工藤孝夫） 出産件数も。
- 委員長（富岡 修） 国保年金課長。
- 民生部国保年金課長（畑中秀樹） 予算上の出産件数でございます。予算上では、出産件数を90件と見込んでございます。
- 委員長（富岡 修） 工藤孝夫委員。
- 委員（工藤孝夫） これは、むつ市全体で90件ですか。旧町村別はわかりませんか。見込み。
- 委員長（富岡 修） 国保年金課長。
- 民生部国保年金課長（畑中秀樹） これは、むつ市全体の国民健康保険加入者の出産件数として計算されたものであります。
以上でございます。
- 委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。
- 委員（横垣成年） 済みません、1点だけお願いします。

11ページの国庫負担金が34%から32%に引き下げられたという説明があって、その分を13ページの一般会計繰入金の方では減少分ということで一般財源から2,612万円というのが出たという説明でありましたが、これは我々は国庫負担を引き上げるべきだということを主張しておるのですが、これ引き下げた理由をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、市として引き上げるようにぜひ声を上げてもらえればなというふうに思うのですが、そこら辺の動きはどうだったのかというのをお聞きしたいなと思います。

- 委員長（富岡 修） 国保年金課長。
- 民生部国保年金課長（畑中秀樹） ただいまのお尋ねは、定率国庫負担が34%から32%になった分、それが一般会計からの繰り入れに変わったのではというお尋ねでございますが、そうではございませんで、国ではただいま国保財政の広域化を目指してございます。その移行の第1段階としまして、負担金割合を34%から32%に下げた分の2%を県に移行しまして、県の財政調整機能を強化すると、それが国保の広域化につながるというような考え方で定率負担を減としたものでございまして、一般会計からの繰り入れに関しましては、国庫負担支出金等の減額措置が講じられている分の繰り入れをするとい

うご説明を申し上げましたが、具体的なところでは未就学児等の医療費の現物給付を市が独自事業で行ってございますが、こうしたことによりまして、医療費が波及してふえるというのが国の考え方でございます。この分を国庫支出金の対象経費から削減する、それをベースにして国庫支出金を計算してございますものですから、結果として国庫支出金が減額となっている分を私ども国保会計としては一般会計のほうにその財源を求めたということでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうしますと、この国保負担2%を下げたというのの直接の影響は市にはないということで確認させていただきたいと思います。結局県のほうからその分は補てんされるのだということでよろしいのかどうか、確認させていただきます。

○委員長（富岡 修） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） 国の定率負担は、純粹に2%療養給付費等に計算するわけなのですが、県の場合はこれを財政調整機能を持たせた負担ということになりますので、そのまま移行するということではないと私どもでは考えておりますが、少なくとも今はむつ市の国保会計は非常に厳しい財政状況にございますので、それらを加味した配分がなされるものというぐあいに期待してございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第29号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題

といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

この会計は、主に被保険者から徴収した保険料と一般会計から繰り入れされた保険基盤安定負担金を、青森県後期高齢者医療広域連合に納付するために設けられた特別会計でございます。

6ページをお開き願いたいと存じます。平成24年度の歳入歳出総額は4億6,834万円で、前年度と比較し、金額で1,673万9,000円に、率にすると約3.7%の増となっております。主な要因は、平均被保険者数が8,318人と前年度より279人、約3.5%の増となったことによるものでございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。7ページをごらん願います。第1款後期高齢者医療保険料でございますが、広域連合におきまして県全体の医療費と被保険者数から算出したむつ市分を計上し、特別徴収分及び普通徴収分を合わせまして3億1,345万3,000円となっております。普通徴収分の収納率につきましては、現年度分を97%、滞納繰越分を50%と見込んでございます。

第2款手数料は、督促手数料として20万円を計上してございます。

第3款繰入金は、低所得者に係る保険料軽減分に対する保険基盤安定負担金を一般会計から繰り入れするもので1億4,831万5,000円を計上してございます。

第4款繰越金は、平成23年度剰余金を平成24年度会計へ繰り越すもので、625万円を計上してございます。

8ページをお開き願います。第5款諸収入でございますが、延滞金、償還金及び還付加算金、雑入の合計12万2,000円を計上してございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。9ページをごらん願います。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、4億6,796万9,000円を計上してございます。

第2款諸支出金は、保険料還付金及び督促手数料等の一般会計繰出金で合計37万1,000円を計上してございます。

以上が平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

今回のこの予算は、保険料が引き上げされた前提の予算となっているのかどうかを確認させていただきたいと思います。私の情報だと、引き上げはないというふうな情報があるけれども、何か保険料の平均がちょっと上がるというふうなそういう不確かな情報しかないものですから、そのところがどうなっているのかというのを確認させていただきたいと思います。

○委員長（富岡 修） 国保年金課長。

○民生部国保年金課長（畑中秀樹） 保険料の値上げがあったかどうかというお尋ねだと思いますが、当初医療給付費が増加してございますので、保険料は引き上げが必要だという考えがございましたが、被保険者の皆様のご負担を軽減する、これ以上かけないという考えのもとに、これまでの会計の剰余金、あるいは財政調整基金を取り崩しいたしまして、平成24年度と平成25年度につきましては、従来同様の保険料でいくということで決定してございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） それでは、議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険特別会計は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の98%近くを占め、この2つの額が定まりますと、その給付額、事

業費にそれぞれ定められた交付率、補助率を乗ずることにより歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質上、まずは最初に歳出についてご説明し、その後に歳入の説明を行いますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。予算書の12ページをごらんいただきたいと存じます。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費であります。これは、地域密着型サービス運営委員会に係る報酬及び費用弁償、その他一般事務管理費でございます。なお、対前年度比で726万7,000円の減額となっておりますが、これは第5期介護保険事業計画の策定に伴うアンケート調査及び成果品の作成委託が不要になったことによるものであります。予算計上額は166万1,000円となっております。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費であります。これは、介護認定に要する経費でありまして、介護認定審査会委員の報酬、一般職員の給与費が主なものであります。予算計上額は7,752万1,000円となっております。

13ページをごらんいただきたいと存じます。第2目認定調査等費であります。これは、介護認定のための調査に要する経費でありまして、介護認定訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものであります。予算計上額は3,264万1,000円となっております。

次に、第3項計画策定委員会費、第1目計画策定委員会費であります。これは、介護保険事業計画策定委員会に要する経費で、第5期計画が年度内に終了するものの、万が一の開催のために科目を残しております。予算計上額は2,000円となっております。

したがって、第1款総務費全体の合計の予算計上額は、1億1,182万5,000円となり、対前年度比較では453万6,000円の増となっております。これは、主に1次判定前の訪問調査に係る経費及び平成24年度の法改正に伴うシステム導入経費の増によるものでございます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費であります。これは、第1目居宅介護サービス給付費から第10目特例居宅介護サービス計画給付費までのいわゆる訪問系のサービス、通所系のサービス、入所系のサービス、さらには住宅改修費等に係る法定負担分に要する経費であります。第1目から第10目までの合計の予算計上額は47億5,059万2,000円となっております。

15ページをごらんいただきたいと存じます。第2項介護予防サービス等諸費であります。これは、第1目介護予防サービス給付費から第8目特例介護

予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費であります。第1目から第8目までの合計の予算計上額は2億6,173万6,000円となっております。

16ページをごらんいただきたいと存じます。第3項その他諸費、第1目審査支払手数料であります。これは、国保連合会への支払手数料であります。予算計上額は686万6,000円となっております。

次に、第4項高額介護サービス等費は、第1目高額介護サービス費と第2目高額介護予防サービス費であります。これは、高額な介護費用の軽減に要する経費であります。第1目と第2目合計の予算計上額は1億2,382万7,000円となっております。

16ページから17ページをごらんいただきたいと存じます。第5項特定入所者介護サービス等費でございます。第1目特定入所者介護サービス費から第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費であります。第1目から第4目までの合計の予算計上額は2億6,511万円となっております。

次に、17ページをごらんいただきたいと存じます。第6項高額医療合算介護サービス等費は、第1目高額医療合算介護サービス費と第2目高額医療合算介護予防サービス費で、医療費と介護費の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費であります。第1目と第2目合計の予算計上額は1,530万7,000円となっております。したがって、第2款保険給付費の合計の予算計上額は54億2,343万8,000円となり、対前年度比較では5億63万6,000円の増となっております。これは、いわゆる経験値としての自然増と後期高齢化率の上昇、さらには新年度以降の施設基盤整備に伴うサービス利用者の増によるものであります。

以上、ご説明いたしました第2款の保険給付費については、介護保険特別会計の歳出全体の96.2%を占めております。

次に、第3款地域支援事業費であります。これは、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業、介護予防給付支援事業で構成されております。事業目的は、被保険者が要介護状態または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、なれ親しんだ地域で自立した生活を営むことのできるよう支援することにあります。

17ページから18ページをごらんいただきたいと存じます。第1項介護予防事業費、第1目介護予防高齢者施策事業費であります。これは、特定高齢者、一般高齢者の運動機能等の向上を図るための経費でありまして、栄養指導教室に係る講師謝礼、費用弁償、転倒骨折予防教室事業、地域包括支援センタ

ーシステム保守管理委託料、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費で、委員報酬、費用弁償が主なものであります。予算計上額は2,377万2,000円となっております。

18ページをごらんいただきたいと存じます。第2項包括的支援事業費・任意事業費、第1目介護予防ケアマネジメント事業費であります。これは、包括的支援事業等を担当する職員の給与費のほか、地域包括支援センター業務の外部委託料であります。予算計上額は5,469万5,000円となっております。

19ページをごらんいただきたいと存じます。第2目権利擁護事業費であります。これは、権利擁護ネットワーク委員会に要する報酬、費用弁償が主なものであります。予算計上額は33万9,000円となっております。

次に、第3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費であります。これは、地域ケア会議委員の費用弁償が主なものであります。予算計上額は170万6,000円となっております。

次に、第4目任意事業費であります。これは、介護保険事業以外の支援事業でありまして、配食サービス事業、家族介護教室事業及び家族介護者交流事業に係る委託料並びに家族介護用品支給費及び家族介護慰労金の扶助費が主なものであります。予算計上額は1,191万2,000円となっております。

20ページをごらんいただきたいと存じます。第3項介護予防給付支援事業費、第1目介護予防給付計画作成支援事業費であります。これは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防プランの作成業務等に要する経費でありまして、介護予防プランを作成するための委託料が主なものであります。予算計上額は61万3,000円となっております。したがって、第3款地域支援事業費の合計の予算計上額は9,303万7,000円となり、対前年度比較では1,077万6,000円の増となっております。これは、主に介護予防事業に伴う日常圏域ニーズ調査の実施や転倒予防教室の拡充、さらには制度改正に伴うシステム改修に要する経費の増によるものであります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。これは、市町村の介護保険特別会計が財源不足に陥った場合、資金の貸し付けや交付を行うために設置している県の財政安定化基金への拠出金であります。今後基金不足が生じ、万が一拠出金の急激な利用増加があった場合に備えまして、科目を残しております。予算計上額は、前年度と同額の1,000円となっております。

次に、第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目基金積立金であります。これは、財政調整基金の利子を積み立てするものであります。予算計上額は3万6,000円となっております。対前年度比較では19万1,000円の減となっております。

21ページをごらんいただきたいと存じます。第6款公債費、第1項公債費、第1目利子であります。これは、保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。予算計上額は163万4,000円となっております。対前年度比較では15万円の増となっております。

次に、第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、第2目償還金であります。これは、保険料の還付金と第4期の介護従事者処遇改善臨時特例基金の返還金であります。第1目と第2目合計の予算計上額は274万2,000円となっております。対前年度比較では243万5,000円の増となっております。これは、第4期の介護従事者処遇改善臨時特例基金の精算に伴う返還金分が増となったものでございます。

次に、第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費であります。これは、突発的な支出の対応に備えるための経費であります。予算計上額は前年度と同額の70万円となっております。

以上が歳出の説明となります。

引き続き歳入についてご説明いたします。予算書7ページに戻っていただきたいと存じます。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は35.1%、滞納繰越分の徴収率は11%で、全体の収納率は95.0%を見込んでおります。予算計上額は9億6,937万9,000円となっております。

次に、第2款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目認定審査会負担金であります。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村の負担金であります。予算計上額は2,904万4,000円となっております。

次に、第3款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目督促手数料であります。これは、文字どおり督促手数料でありまして、予算計上額は20万円となっております。

8ページをごらんいただきたいと存じます。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおります。予算計上額は9億7,500万5,000円となっております。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金であります。これは、後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに、市町村間の格差を是正するために交付されるもので、給付割合は7.27%を見込んでおります。予算計上額は4億1,001万1,000円となっております。

次に、第2目地域支援事業費交付金であります。これは、介護予防に係る交付金で、給付割合は25%であります。予算計上額は594万3,000円となっております。

次に、第3目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業・任意事業に係る交付金で、給付割合は40%となっております。予算計上額は2,711万8,000円となっております。

次に、第5款支払基金交付金であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金については保険給付費の29%、第2目地域支援事業支援交付金については、介護予防事業費の29%相当分を見込んでおります。第1目と第2目合計の予算計上額は15億7,968万8,000円となっております。

9ページをごらんいただきたいと存じます。第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費分17.5%、居宅給付費分12.5%の交付を見込んでおります。予算計上額は7億8,760万9,000円となっております。

次に、第2目財政安定化基金支出金は、第1目が交付金、第2目が貸付金となっております。新年度における支出の見込みはないものの、科目を残しております。第1目と第2目、合計の予算計上額は2,000円となっております。

次に、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の12.5%の交付を見込んでおります。予算計上額は297万2,000円となっております。

次に、第2目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業・任意事業でありまして、事業費見込額の19.75%の交付を見込んでおります。予算計上額は1,355万9,000円となっております。

10ページをごらんいただきたいと存じます。第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金であります。これは、財政調整基金の運営利子収入であります。予算計上額は3万6,000円となっております。

10ページから11ページをごらんいただきたいと存じます。第8款繰入金、第1項一般会計繰入金であります。第1目は、介護給付費繰入金、第2目は地域支援事業繰入金、介護予防事業です。第3目は地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分でございます。第4目は、その他一般会計繰入金でありまして、これらは本会計に対する一般会計からの各それぞれの繰入金であります。第1目から第4目までの合計予算計上額は7億7,794万円となっております。

11ページをごらんいただきたいと存じます。第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金であります。これは、収支の不足が見込まれる場合の基金からの取り崩しを行うものであります。予算計上額は5,422万5,000円となっております。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料であります。第1目第1号被保険者延滞金であります。予算計上額は、1万円となっております。

次に、第2項雑入であります。第1目は第三者納付金、これは第三者行為納付金であります。第2目は返納金、これは不正利得等の返納金であります。第3目は雑入、これは主に直営のむつ市地域包括支援センター事業収入で、要支援者の介護予防プラン作成料であります。第1目から第3目までの合計予算計上額は67万2,000円となっております。

以上が歳入についての説明であります。

したがいまして、最終的には平成24年度の予算総額は歳入歳出それぞれ56億3,341万3,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、5億1,834万2,000円、率にして10.1%の増となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 14ページの保険給付費の居宅介護サービス給付費についてお伺いいたします。

当初厚生労働省では、社会保障と税の一体改革だということで、介護サービスのうち生活援助、つまり掃除だとか調理だとか買い物だとか、この基本的な提供時間を60分から45分ということで25%短縮するということが言われておりましたけれども、これはどうなったでしょう。

○委員長（富岡 修） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長（井田敦子） ただいまの工藤委員のお尋ねにお答えいたします。

平成24年度の法改正でホームヘルプ・サービスの時間が短縮されることとなります。その分の見込みとしましては、提供時間が増加するものと思われまますので、居宅サービスにつきましては今までと同じ5%の増加を見込んでおります。

○委員長（富岡 修） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 適用時間は短縮はされるのですよね、短くなりますよね。そうすると、利用する側にとっては、サービスの大幅な後退ということになるわけだけども、そこの後退という部分を市ではどう対応するのかという

ことを聞きたいわけです。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

確かに介護報酬の中身の中では、今おっしゃられましたホームヘルプ・サービスの部分での時間短縮等々いろいろ事業者にとっては、また利用者にとってもデメリットになる部分がございます。したがって、市といたしましては、目玉の一つであります、例えば24時間巡回型サービス、あるいは従前からありますサービスの充実を今まで以上に展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） その短縮になった分をほかのほうの分野で穴埋めしていきたいという部長答弁だと思いますけれども、果たして24時間型巡回サービスでそういうことができるのか、穴埋めすることができるのかということが非常に疑問視されている部分です。それで、この点に関してもう一点だけお聞きしたいのは、この45分というサービス提供の時間、これは施設から利用者の自宅に届くまでの時間まで含まれての45分なのか、それともその利用者の在宅する家まで届いてからの45分なのか、その点もあわせてお聞きしたいと思います。

○委員長（富岡 修） 介護福祉課長。

○保健福祉部介護福祉課長（井田敦子） ただいまの45分間というのが移動の時間も含めてなのかというお尋ねですけれども、自宅に到着して、自宅の中でサービスを開始してから45分間ということになります。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 24時間巡回型サービスに対するご懸念については、確かに委員おっしゃるとおりだと思います。ただ、今実はある事業所で地域限定という形で相談にいらっしゃっている事業所もございますので、そういう形でもって徐々に広域的なサービスに向けていきたいなというふうには考えております。確かに新聞報道等でもありますように、24時間巡回サービスにつきましては、例えばむつ市の場合は青森県で行政面積が一番広うございます。そういう意味では、やっぱり移動時間、車の油代とか、いろんな面でのデメリットもあります。ましてや24時間ということになりますと、真夜中に、大方のヘルパーは女性でございますので、女性の方が冬期間、雪の降った中、途中でまた何かあればというふうないろいろさまざま懸念される問題もあります。また、24時間巡回型サービスにつきましては、オペレー

ターを置かなければなりません。というのは、要するに24時間在宅の利用者の方からサービスに来てくれというふうな連絡があった場合の対応をする人間の配置等、そういうマンパワーの問題もございますので、いろんな面でデメリットもございます。しかし、先ほども申しましたように、そのあたりの部分も含めまして、地域の限定という形で徐々に広域的なサービスに向けていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 単純なお尋ねで申しわけありませんけれども、この介護保険料の徴収方法でございますけれども、どういった方法で徴収しているのか。また、納め方の個人の希望はできるのか、これをお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 介護保険料につきましては、第1号被保険者の場合につきましては、基本特別徴収でございます。ただし、例えばむつ市に転入されてきた方、あとは満65歳に到達したばかりの方につきましては、年金等の確認、照会作業までに一定の時間がかかりますので、特別徴収する期間までは一定期間普通徴収という形になります。また、第1号被保険者を支えます第2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までの方につきましては、これは全国プールしまして、いわゆる支払基金で一括それぞれの自治体に交付しているというふうな流れになっております。

実際の徴収というのは、医療保険と合わせて、我々公務員であれば天引きされているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 今特別徴収と普通徴収という言葉をおっしゃったのですが、特別徴収というのはどういう形なのか、普通徴収というのはどういう形なのかお知らせください。

○委員長（富岡 修） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 特別徴収というのは、いわゆる年金等からあらかじめもう自動的に、機械的に天引きされるというふうなものです。普通徴収というのは、納付書でもって納めていただくというものです。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） これは、もう自動的に年金をもらえる方は65歳以上であれば年金から天引きされるということですか。

- 委員長（富岡 修） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（松尾秀一） はい、そうでございます。
- 委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。
- 委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

7ページの保険料ですが、このたびの値上げによつての値上げ総額というのは、7ページにあります1億3,748万1,000円、これが今までより負担増となる部分であるのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

それと、8ページのほうに支払基金から介護納付費交付金というのが9,595万6,000円と増になっているのですが、これは介護納付する40歳から64歳の分も何らかの形で値上げになったのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

- 委員長（富岡 修） 介護福祉課長。
- 保健福祉部介護福祉課長（井田敦子） お答えいたします。

40歳から64歳までの被保険者、支払基金ですけれども、そちらのほうは値上げはしておりません。

（「値上げ総額。今回の保険料の値上げの総額が1億3,700万円がいいのかどうか。今回の、介護保険料値上げになったでしょう」の声あり）

- 委員長（富岡 修） 横垣成年委員。
- 委員（横垣成年） 今回介護保険料が値上げされました、標準で5,100円から5,800円に値上げされたのですが、その値上げの、市民全体の負担総額がこの7ページの第1号被保険者保険料の比較ということで増加分の1億3,748万1,000円、これが新たに負担になった、値上げになった分の総額でしょうか。これを確認させていただきます。

- 委員長（富岡 修） 介護福祉課長。
- 保健福祉部介護福祉課長（井田敦子） そのとおりでございます。
- 委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。工藤孝夫委員。

- 委員（工藤孝夫） 議案第30号 平成24年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、反対討論を行います。

本特別会計予算案は、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者に係る保険料の値上げ総額1億3,748万1,000円を含むものであります。介護保

険制度は、所得の低い人でも一律に保険料は徴収されますが、利用したときは介護度の重い人ほど一律に利用負担がのしかかるという全く矛盾した欠陥制度であります。

社会保障制度を手厚くして国の公的負担を大幅に引き上げ、被保険者や地方自治体への負担軽減こそ国が行うべきこととあります。加えて県内6市で実施しているように、介護保険料の減免制度に市長が必要と認めるときとする独自規定項目を設けるべきことを申し添え、討論といたします。

委員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者18、起立しない者2人）

○委員長（富岡 修） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時 17分 休憩

午後 1時 20分 再開

○委員長（富岡 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 議案第31号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書6ページの総括表をごらんいただきたいと存じます。

平成24年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも15億1,073万9,000円で、対前年度比では1,566万1,000円、率では1%の減となっております。

7ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入であります。第1款第1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢地区に係る受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金で、前年度比89万2,000円の減、2,446万6,000円を計上いたしてお

ります。

同じく第2項使用料及び手数料のうち第1目及び第2目は下水道等の使用料で、第3目及び第4目は排水設備工事店の申請認可や工事検査及び督促の手数料で、総額では1億92万円を計上しております。第2項の増額要因といたしましては、下水道使用件数が増加することから、全体として対前年度比101万円の増額を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち補助対象事業費4億5,000万円の2分の1、2億2,500万円を計上しております。

次に、第3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、6億5,285万円を計上しております。増額要因といたしましては、公債費充当分でございます。

次に、8ページ、第4款繰越金は、科目設定のため1,000円を計上しております。

次に、第5款諸収入は、延滞金及び雑入の科目設定のため2,000円を計上しております。

次に、第6款市債は、下水道債及び資本費平準化債で、対前年度比4,250万円の減額で、5億750万円となっております。

次に、歳出でございますが、9ページをごらんいただきたいと存じます。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の主なものは、給与費のほか、13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務委託料、19節は下水道協会の会費や負担金のほか、排水設備工事にかかわる利子補給金及び助成金等で、合わせて6,656万8,000円を計上いたしております。対前年度比減額要因は、給与費等の減で1,012万1,000円を減額いたしております。

次に、第2目管渠維持費は、管渠の維持管理にかかわる経費で774万円を計上いたしております。

次に、第3目処理場管理費であります。4地区4カ所の下水処理場の維持管理で1億4,522万2,000円を計上いたしております。

次に、第4目集落排水施設費であります。脇野沢地区にあります2カ所の集落排水の維持管理経費でございます。1,098万2,000円を計上しております。

次に、10ページ、第2項建設事業費、第1目下水道整備費の主なものは、まず給与費であります。ほかに13節委託料は、実施設計委託2件で4,000万円を計上しております。15節工事請負費は、管渠工事等10件、延長にして約4,266メートルを予定しております。金額として4億1,450万円を計上しております。合わせて下水道整備費といたしまして、4億8,372万7,000円を計上しております。平成24年度整備いたします箇所は、むつ処理区で柳町3丁目、

下北町及び緑町、大畑処理区では庚申堂、筒万坂、上野のそれぞれ一部であります。

次に、第2款公債費は、長期債の元金6億556万6,000円を計上しております。また、利子の償還金及び一時借入金の利子1億9,093万4,000円を計上いたしており、合わせて7億9,650万円を計上しております。

以上の予算により、平成24年度の下水道整備面積は約20.5ヘクタールを見込んでおり、累計では410.7ヘクタールの整備面積となります。これは、4地区の事業認可面積553.7ヘクタールに対し、74.2%の整備率となります。

以上、平成24年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 7ページの分担金及び負担金の中で受益者負担金の説明がありましたけれども、これは来年度、平成24年度に実施します工事の地域の方たちにはすべて説明済みということですか。

○委員長（富岡 修） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 平成24年度に工事いたします箇所に関しましては、すべての皆さんに説明をしております、負担金に関しては、平成24年度に賦課するということですので、済みません、平成23年度に工事をしたところに関しまして賦課しますので、その平成23年度工事したところに関しましては、全員の皆さんにお話をして納得していただいております。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） そうすれば、新しく計画されているところに対しては、この受益者負担というのはまだ地域の皆様には広報活動はしていないということですよ。そうなりますと、皆さん、関心のある方はとても関心を持っているのですけれども、まだやっぱりわからないという方もたくさんいらっしゃると思うのです。そうすると、せっかく工事をしましても、経費の大体の概要がわからないと、つなげる方がなかなか出てこないということで、下水道工事しましても、地域に対する効果が少ないと思いますので、工事の前に地域もはっきり出ておりますので、例えば大畑地区であれば筒万坂、庚申堂、上野、むつ地区であれば柳町、緑町等ともはっきりと工事の予定が出ておりますので、こういう工事したら、どうぞつないでくださいというような住民説明を事前にするようお願いしたいと思います。

○委員長（富岡 修） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 工事の入りますところに関しまして

は、すべて公共升が入りますので、事前に皆さんにお話しして了解をもらってから工事をしていきますので、その段階で受益者負担のことにしてもすべて説明をしてから工事にかかるようにしています。

以上です。

○委員長（富岡 修） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 私のうちの近くにも工事が来ていますけれども、受益者負担については説明はされていません。公共升についてはどの部分にしますかということでありましたけれども。公共升の場所については、確認の文書等は来ていますけれども、合併前であれば、大まかなところで受益者負担の説明会等は開かれたのですけれども、その後この下水道工事というのは、もう何年もかかって進んでいる工事でありますので、やっぱり喫緊の時期にもう少しはつきりと、またその地域の住民の方たちの生活体制も変わっております。例えば家族が多かったのが仕事がなくなってひとり暮らしになっているとかという部分もふえてきておりますので、やっぱり工事をする直前にでも住民の皆様にご説明をしていただきますようお願いいたします。

○委員長（富岡 修） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 工事のほうで接続の升をつけていただくときに、負担金の話は必ずするようにはしているのですけれども。それで、前に説明会ということでお話あったのですけれども、説明会をやっても、やはり集まってくる時間帯が合わないとか、ちょうどそのときに行けなかったということで、説明会をやりましてもほとんど3割の方ぐらいしか説明会に集まってこられません。ということで、下水道の工事のやり方なのですけれども、必ず地元を戸別訪問して、了解をいただいてからその工事にかかるということにしておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 議案第32号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算説明書の6ページをお開き願います。

この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でございます。一般会計歳出第2款総務費と関連する予算となっております。予算総額は歳入歳出ともに748万9,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入でございます。第1款繰入金、第1項、第1目ともに一般会計繰入金であります。これは保育所再編用地購入に係る長期債元金及び利子の償還分748万3,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項、第1目使用料につきましては、当該用地に係る電話柱4本分についての行政財産目的外使用に係る土地使用料6,000円でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目事業管理費であります。事務費として6,000円を計上しております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてでございます。これは当該用地購入に係る長期債償還金716万円及び利子32万3,000円を計上しております。

以上でございます。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで議案第32号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡 修) ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長大畑庁舎産業建設課長(若松 通) それでは、議案第33号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。予算説明書6ページをごらんいただきたいと思います。

予算規模は、歳入歳出ともに706万1,000円となっておりまして、対前年度比では、金額で8万2,000円、率にして1.1%の減となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。歳入では、第1款使用料及び手数料が主なものでありますが、中でも魚市場卸売場使用料は573万8,000円と使用料全体の約81.2%を占めております。このため使用料算定のもととなる魚市場での取扱高の変動は、各年度の収支に大きな影響を及ぼすものであります。

次に、第2款財産収入と第3款繰越金については、1,000円を計上しております。

続きまして、8ページをごらん願います。歳出では、第1款総務費として17万6,000円を計上しております。対前年度比で金額で3,000円、率にして約1.7%の増となっております。

続いて、2款施設費であります。688万5,000円を計上しております。対前年度比、金額で8万5,000円、率で約1.2%の減となっております。主なものとしては、施設管理費のための消耗品、光熱水費、修繕料等の需用費、施設保守管理のための委託料、その他使用料及び賃借料が主なものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(富岡 修) ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(富岡 修) 質疑なしと認めます。

これで議案第33号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(富岡 修) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡 修) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長(齊藤鐘司) 議案第34号 平成24年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページ、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万5,023戸、年間総給水量は714万7,989立方メートルを見込んでおり、主要な建設改良事業といたしましては、上水道整備事業、簡易水道統合整備事業、配水管整備事業、簡易水道施設改良事業及び水道管路管理システム構築事業を計上しております。

第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は16億8,127万9,000円、水道事業費用は15億3,024万5,000円計上しており、収支差し引きで1億5,103万4,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、5ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は将来の経営活動に備え実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、これを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は10億5,119万3,000円、資本的支出は16億8,948万2,000円計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億3,828万9,000円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,214万円を初めとする各財源で補てんするものであります。詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページをお開き願いたいと存じます。第5条企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債9億1,830万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第6条では、一時借入金の限度額を7億円と定めております。

次に、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を計上しております。職員給与費

の詳細につきましては、9ページから12ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第8条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を1億3,953万1,000円としているものであります。

第9条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修材料の購入限度額を2,130万円と定めております。

以上、簡単に説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（富岡 修） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 水道料金は、段階的に引き上げするという計画で進められていると思いますが、この平成24年度で引き上げする総額を教えてください。ればなというふうに思います。

○委員長（富岡 修） 公営企業局長。

○公営企業局長 下水道部長（齊藤鐘司） 水道料金につきましては、川内、脇野沢地区につきましては、平成22年5月から平成26年5月までの3段階で値上げするということになっておりまして、大畑地区につきましては、同じく平成22年度から平成28年度までの4段階で値上げすることになっております。その段階の第2段階目となりますけれども、平成24年5月から料金改定になりますが、この3地区の合計で約3,145万円、これは1度値上げしていますので、今回の値上げで値上げされる分ということでございます。その増を見込んでおります。

以上です。

○委員長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 質疑なしと認めます。

これで議案第34号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第34号 むつ市水道事業会計予算に反対討論いたします。

本案は、段階的に水道料金を引き上げするという中で、その値上げする総額が3,145万円という形で市民に負担を及ぼすというふうな予算となっておりますので、本案に反対をいたします。

委員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（富岡 修） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

議案第34号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者15人、起立しない者3人）

○委員長（富岡 修） 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡 修） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 1時46分 閉会）

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 富岡 修